

## 講演「教育課程に位置づけた動物の継続飼育」

宮下 英雄



先ほどのワークショップによるふれ合いの時間の後、皆さんの顔を拝見いたしますと、たいへん和やかになっているように思えました。体験を通したコミュニケーションが人間関係を温める触媒的な役割をしていたからだと思えます。

本日のテーマを動物と飼育との関わりから解析をし、その関係を周道的に位置付けてみました。いろいろな関わりが見えてくる気がいたします。私はよく、このようなマトリクスを作成し、問題、課題等の解決の手法として、多様な側面から解析する努力をしています。この場合は、8つの関わりに分類整理いたしました。まずは、法の関わりが必要だと思えます。環境省の「動物の愛護及び管理に関する法律」です。それから、学校教育法が関係します。学習活動においては、生活科、理科、総合的な学習の時間、その他の教科、領域においても、動物飼育との関わりの検討が必要です。学校運営に関しては、学年飼育との関わり、または飼育委員会などとの関わりがあります。それから、保護者やPTAがいかに関わるかということも大切です。また、地域との関わりも重要です。さらに、飼育舎を含めた動物の管理環境がどのようなものであるかということも大切です。また、動物飼育の目的、意義を明確にしておかなければなりません。学校での動物飼育に求められるのは、動物愛護と生命尊重を核にしながら、どのような側面から指導し、子どもたちの心を耕していくかということになります。他者への思いやりや理解、自尊感情、自己肯定感、責任感、学級の凝集性などの教育的な価値追究が含まれる言語が、研究発表大会などの場面で使用されてきたキーワードです。生命尊重に関しては、みんな大切な命を持っている仲間だという考え方。そして生と死についての考え方を育むこと。

命は限られたものであり、命が終わった動物に対して、どのように対処するのか、ということは、大きな課題です。そして、正しい飼育の仕方について、休日や長期休業での飼育をどうするかという課題もあります。一方では、教育行政との関わりもあります。また、獣医師との関わりをどのようにしていくか。校長会や教員の研修会との関わりをどうしていくか。子どもたちの知識力、技能力、観察力、思考力、判断力、責任感を培うことは、学校教育法30条の第2項に掲げられている、生涯にわたり学習する基盤が培われるように、基礎的な知識及び技能を習得させるということと、その知識、技能を活用して課題を解決するために必要な能力の形成の具現になるわけです。さらに、教育課程改訂改善の重要事項の第一番目に挙げられました言語活動の充実についても動物飼育活動と深くつながっていることが、中川美穂子先生の修士論文にも示されています。私はこのような分析のもとに講演内容を考えています。それでは、これから今、申し上げた8つの関わりについて細かく見ていくことにします。

まずは、法との関わりについてです。「動物の愛護及び管理に関する法律」があります。私たちが学校で動物を飼育する際には、この法律をしっかりと理解しておく必要があります。この法律には、動物の虐待の防止、動物の適正な取り扱い、その他動物の愛護に関することが示されています。そして、生命尊重、友愛、平和の情操の涵養などを求めています。そのために、動物の管理を適切に行わなければなりません。このようなことが、第1条の目的に示されています。第2条には、動物には命があることをかんがみてという内容が示されています。つまり、動物をみだりに殺したり、傷つけたり、苦しめたりすることのないようにすることに関する、人と動物の共生についての基本原則が示されているわけです。

この法律に基づいて、各種の基準が示されています。まず、家庭動物についての基準、展示動物の基準、実験動物の基準、産業動物の基準が定められています。私たちに最も関係することとしては、「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」の中の第6項目に定められている内容です。1 管理者は、学校、福祉施設等の利用者が動物の適切な飼養及び保管について正しい理解

を得ることができるように努めること。2 管理者は、動物の飼養及び保管の目的、学校、福祉施設等の立地及び施設の整備の状況並びに飼養又は保管に携わる者の飼養能力等の条件を考慮して、飼養及び保管する動物の種類を選定すること。3 異種又は複数の動物を同一施設内で飼養及び保管する場合には、その組合せを考慮した収容を行うこと。4 管理者は、動物の飼養及び保管が、獣医師等十分な知識と飼養経験を有する者の指導の下に行われるよう努め、本基準の各項に基づく適切な動物の飼養及び保管並びに動物による事故の防止に努めること。5 管理者は、学校、福祉施設等の休日等においても、動物の飼養及び保管が適切に行われるよう配慮すること。と定められていますので、このことを私たちは理解した上で、動物を飼育しなければなりません。ここで言う管理者とは、学校では校長が、利用者とは子どもたちと解します。特に「4」に掲げられていることについては、私たちは飼育の素人ですので、飼育に関する専門的な知識をもった獣医師の先生方の指導の下に動物を飼育する必要性があるわけです。獣医師等との連携指導による飼育が求められています。

次に、学校教育の場において、どのような関わりがあるかを見ていった場合、まず教育基本法の改定に伴い、いろいろな法律が変わりました。学校教育法、学校教育法施行規則、その改訂に伴い、平成20年3月に学習指導要領も改訂になりました。学校教育法の20条に、教科に関する事項が掲げられています。その監督庁は文部科学大臣であるということも明記されています。また、学校教育法施行規則第24条には、教育課程について記載されています。教育課程は、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動によって編成すると、書かれています。学習指導要領については、公示をし、それに基づいて告示をすることとなっています。つまり、公示の一つの姿として、学習指導要領が告示されたということです。このように、私たちが動物飼育をするに当たっては、このような法との関わりを理解しておかなければなりません。

次に、動物飼育と脳の発達、子どもの認知発達の視点からお話しします。このことは、私のこれからの大きな研究課題としても追究していかねばならない事項と思っております。夏休みに、私の本棚を整理

してましたら、人間の脳に関する本が何冊か出てきました。そのうちの 하나가、「人間であること」、もう一つは「脳と人間」です。両方とも、1970年代に時実利彦先生が著されたものです。書かれてから、相当な時間が経っています。この本を参考にし、動物飼育が子どもの脳や発達にどのような影響があるかということについて、私自身が考えたことをお話ししたいと思います。この著書によると、子どもの脳は、3歳、8歳～9歳、10歳以上の3段階の発達を見せるということです。最初の段階は、模倣の段階、次は創造の段階、そして、その次は人間として完成される時期だということです。つまり、脳のハードウェアは生まれたときには完成されており、発達するにしたがって、脳の中に次々にソフトウェアが挿入され、人間の脳として完成されていくということです。私たちの脳は、10歳からほとんど発達していません。ということは、私たちの脳はだいたい10歳で完成し、それから徐々に発達していくということなのです。小学校5年生くらいで脳が完成され、それから神経細胞がどのように絡んでいくかで、脳の発達が起こっていくのです。日本のことわざの中に、「三つ子の魂百まで」というのがあります。これはまさに、脳の成長の第一段階と重なっています。また、私が奉職しています大学の講義に「礼法の時間」があります。小笠原流の礼法を習得するのですが、その中に、「つ」の付く年齢を大切にしてください。という教えがあります。つまり「一つ」「二つ」・・・から「九つ」までが「つ」が付く年齢です。この9年間の年齢を大切にしてくださいということです。すなわち、脳の発達段階と、昔からいわれている子育ての教えは、一致していたということです。

また一方で、子どもの認知発達と脳の発達がどのように関わっているのかを考えてみます。認知発達は、感覚運動期、前操作期、具体的操作期、形式的操作期の4つの時期の順で発達していきます。1歳から2歳は、言語の発達する時期です。次の前操作期は、2歳から6、7歳までの時期ですが、この時期は、実際の目の前にないものを思い浮かべることができる時期ですが、まだまだ自己中心性が支配している段階です。次に6、7歳から11、12歳の小学校卒業までくらいの時期ですが、この時期は、現実の事象に対して論理的な操作が可能になる時期です。つまり、小学校中学年くらいに、具体的な事象に接しながら、論理的な操作をさせていかなければならないということです。次に形式的な操作の時期になりますが、この時期は、抽象的な事象を形

式的に操作できるようになる時期です。このようにピアジェは、認知の発達を4つの段階に分けています。

この認知発達と先ほどの脳の発達理論を結合させたらどうなるかということです。すると、ピアジェの認知発達の4つの時期と、脳の発達の3つの時期が、ほぼ一致しているということが分かります。そこで、動物飼育の体験を、いつ、どのような方法で行わせる教育活動が必要なのか、適時性と適切性等について、これからは考えていく必要があるのではないかと思います。このことについては、発達心理のご専門である、本研究会顧問の無籐隆先生にお話いただくと良かったと思います。次の機会を期待しています。

次に、学校飼育の現状と飼育に対する認識の関係がどうなっているかということを見ていきます。このことについては、2004年鳩貝太郎氏を代表にした調査結果がございます。まず、どのような動物が飼われているのかという飼育動物種の調査では、一目瞭然で、哺乳類ではウサギ、鳥類ではトニワトリです。次に、どのような飼育環境で育てられているのかというと、ウサギはほとんどが屋外、ハムスターやモルモットは教室内で飼育されているようです。動物飼育の利点については、責任感を養う、生命尊重は動物愛護の精神を養うことができる、との回答が多くを占めています。一方で、欠点については、動物の死を見せること、環境が不衛生になること、授業の妨害になることとの回答が多かったです。また、屋内飼育を行った経験があるほど、先ほど挙げた利点が多いと感じ、欠点が少ないと感じる傾向にあります。逆に、屋外飼育を行った経験がないほど、利点を感じる割合が少なく、欠点を感じる割合が多い傾向にあります。実感を伴った飼育経験が利点を高く評価しています。また、教員対象にした調査では、これまでに動物飼育の経験がある先生ほど、動物飼育の意義や価値を理解していることがわかります。

次に、学校獣医師の先生方との関わりについて、見ていきます。日本小動物獣医師会学校飼育動物対策委員会から、学校獣医師としての事業数についてのデータをいただきました。全県単位で実施、市町村単位で実施、実施していないの、3種類のデータが表されています。このデータを見ますと、7～8割の都道府県が、学校獣医師の事業を実施していることとなります。本日も、群馬県から相当な数の獣医師の方々にご参加いただいております。その内容については、先ほど、桑原先生からもお話があ

りましたので、省略させていただきます。

生活科の内容の中に、「動物を飼育したり植物を栽培したりする。」ということがあります。ここで大切なことは、2年間の見通しをもちながら、動物や植物を育てるということです。また、動物の飼育にあたっては、飼育の環境に配慮する必要があり、地域の専門家や獣医師の支援を得るということも大切です。これらのことは、学習指導要領の解説書に書かれている事項です。ということは、国として文部科学省として、学校獣医師制度をつくりあげていく方向に期待がもてるということではないかと思えます。そのためには、法の整備や予算の計上が必要であり、国としてこれから考えていただくことを切に期待しています。このような方向に向かわなければ、地方の獣医師の先生方に任せたままになってしまいます。これから考えていかなければならない重要課題だと思います。そのまず第一歩として必要なことは、地域の教育委員会と獣医師会との連携ではないかと思えます。もう一つ大切なことは、教師が専門的な知識を得る努力をすることが必要なのではないかということです。そのためには、教員研修の充実を図っていくことが必要です。先ほど、皆さんに動物とふれあっていただきましたが、このような研修を広げていくことが必要なのではないかと思えます。さらに、教員免許法の中にこのような研修を入れていかなければいけないと思えます。そうすることによって、動物飼育に対して正しい認識をもった先生が生まれてくるはずです。もう一つの方法として、私は、教育実習の中に動物とのふれあい、清掃等を含めた飼育体験等を含めた実習があっても良いのではないかと思えます。これからの受け入れ実習校で先進的に考えていただければ幸いです。そして、教員養成大学のカリキュラムの中にも、飼育体験を入れていかなければならないと思えます。このようなことを、これから考えていく必要があるのではないかと思えます。

教育課程については、教育課程を組むときに、特色ある取り組みとして、動物飼育の内容を盛り込んだらいかかと思っています。教育課程は届け出で制度になっています。学校が教育課程を編成する前に、教育委員会が説明会を開き、動物飼育の内容を盛り込むような指導をしたら良いのではないかと思えます。

(前聖徳大学大学院教職研究科教授／  
NPO子ども科学教育振興協議会理事長  
／本会会長)